

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年一月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニシナフードバスケット倉敷福島店

所在地 倉敷市福島二三四一ーほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社仁科百貨店

住所 倉敷市水島東常盤町一〇番五号

代表者の氏名 代表取締役社長 仁科 正己

3 変更事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 三十七・九平方メートル

(変更後) 五十七・九平方メートル

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 六十一・九立方メートル

(変更後) 六十六・九立方メートル

(3) 駐車場の自動車の出入口の位置

4 変更年月日

(1) 平成十七年九月十五日（荷さばき施設の位置及び面積並びに廃棄物等の保管施設の位置及び容量）

(2) 平成十七年五月一日（駐車場の自動車の出入口の位置）

二 届出年月日

平成十七年一月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年一月二十一日から平成十七年五月二十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷地方振興局総務振興部総務振興課